

平成 2 1 年第 4 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 2 1 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議事日程

平成 2 1 年 6 月 1 0 日（水曜日） 午前 1 0 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 総合交通体系調査特別委員会の中間報告
- 5 推薦第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 6 報告第 7 号 防府市土地開発公社の経営状況報告について
報告第 8 号 財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について
報告第 9 号 財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について
報告第 1 0 号 財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について
報告第 1 1 号 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について
報告第 1 3 号 財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について
報告第 1 4 号 社団法人防府市農業公社の経営状況報告について
- 7 報告第 1 2 号 財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について
- 8 報告第 1 5 号 平成 2 0 年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第 1 6 号 平成 2 0 年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて
報告第 1 7 号 平成 2 0 年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
報告第 1 8 号 平成 2 0 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰
越計算書の報告について
報告第 1 9 号 平成 2 0 年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につ
いて
- 9 報告第 2 0 号 平成 2 0 年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告につ
いて
報告第 2 1 号 平成 2 0 年度防府市水道事業会計継続費繰越計算書の報告につ
いて

- 10 議案第 5 1 号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 11 議案第 5 2 号 防府市自治基本条例の制定について
- 12 議案第 5 3 号 防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について
- 13 議案第 5 4 号 防府市税条例中改正について
- 14 議案第 5 5 号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 15 議案第 5 6 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 16 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）
- 17 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（ 2 4 名 ）

2 番	齊 藤 旭 君	3 番	山 田 耕 治 君
4 番	河 杉 憲 二 君	5 番	山 根 祐 二 君
6 番	土 井 章 君	7 番	松 村 学 君
8 番	大 田 雄 二 郎 君	9 番	木 村 一 彦 君
1 1 番	田 中 敏 靖 君	1 2 番	山 本 久 江 君
1 3 番	田 中 健 次 君	1 4 番	佐 鹿 博 敏 君
1 6 番	高 砂 朋 子 君	1 7 番	今 津 誠 一 君
1 8 番	青 木 明 夫 君	1 9 番	重 川 恭 年 君
2 0 番	伊 藤 央 君	2 1 番	原 田 洋 介 君
2 2 番	三 原 昭 治 君	2 3 番	藤 本 和 久 君
2 4 番	久 保 玄 爾 君	2 5 番	山 下 和 明 君
2 6 番	中 司 実 君	2 7 番	行 重 延 昭 君

欠席議員（ 3 名 ）

1 番	安 藤 二 郎 君	1 0 番	横 田 和 雄 君
1 5 番	弘 中 正 俊 君		

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	松吉栄君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成21年第4回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席の届け出のありました議員は、安藤副議長、弘中議員、横田議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

13番、田中健次議員、14番、佐鹿議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月30日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月30日までの21日間と決定しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

総合交通体系調査特別委員会の中間報告

議長（行重 延昭君） この際、総合交通体系調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。藤本特別委員長。

〔総合交通体系調査特別委員長 藤本 和久君 登壇〕

23番（藤本 和久君） おはようございます。

去る4月14日に、総合交通体系調査特別委員会を開催し、3月に策定されました「防府市生活交通活性化計画」について協議いたしましたので、御報告申し上げます。

執行部より計画についての説明がありましたので、その概要を申し上げます。

平成19年度、市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及びその活性化策について考えるため、「防府市生活交通活性化懇話会」が設置されました。平成20年3月、懇話会の報告書の提出を受け、それをもとに策定されたのがこの計画書でございます。

この計画書では、生活交通の活性化に関する取り組みを実施するための中長期的な指針として策定し、市民にとって一番身近な生活交通である路線バスを中心とした生活交通のサービス向上、利用促進等によりその活性化を実現することを目的としています。

上位計画である総合計画に掲げられた「利便性の高い都市生活の充実」のうち「公共交通」の有効な整備・活用を図るため、本市の将来を展望した交通施策の基本として位置づけています。

計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間ですが、本計画の取り組み状況や社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直すことにしています。

次に、「生活交通の現状」でございますが、防府市の地理的特性を反映するように路線バスがJR防府駅を中心に市域全体に放射状に走り、おおむね市域の隅々にまで路線が存在しています。

しかしながら、自家用車の利用が増えるにつれ利用者が減ってきており、路線を維持するための市の補助金は年々増加し、19年度で約3,000万円と、15年度に比べて約2倍となっています。

次に、「生活交通を取り巻く環境」でございますが、平成20年6月から7月にかけて生活交通の活性化に関する聞き取り調査を実施し、意見を集約しましたところ、高齢者に

とって路線バスは大事な交通手段であるので、バス路線の維持・確保のための市等の補助金の支出については、やむを得ないとする意見が大半を占めています。

また、高齢者の交通事故の増加、地球温暖化などの新たな課題を解決する手段としても、自動車に比べて環境に優しく、だれでも利用できる生活交通の活性化に対する期待が高まっていると考えられます。

次に、「生活交通の課題」として、これまでのことを踏まえ整理しており、「持続可能な生活交通の構築」「まちづくりとしての生活交通の構築」「生活交通に対する意識の転換」の3点を掲げております。

次に、「活性化の目指す方向性」についてですが、「生活交通の中心となる路線バスを維持・活性化すること」「市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むこと」「地域特性に合った施策の導入を検討すること」に基づき、活性化の方向性を示しています。

次に、「活性化の基本的な考え方」ですが、基本目標を「みんなで守り、育てる地域の財産！！生活交通」とし、成果目標を市内で完結する系統の路線バスの利用者を平成19年度の44万人から平成25年度に45万人の3%増としています。

「取組の基本方針」として、「利便性向上に向けた取組」「利用促進に向けた取組」「守り、育てる体制づくりに向けた取組」の3点を掲げています。

また、「活性化に向けた取組」の1点目の、「利便性向上に向けた取組」では、待合・乗り継ぎ環境の改善、情報提供の充実、バリアフリー化の促進、運行経路の改善を上げています。

2点目の、「利用促進に向けた取組」では、交通意識の改革、にぎわいのまちづくりと連携、乗りたくなる動機づけを上げています。

3点目の、「守り、育てる体制づくりに向けた取組」では、地域とともに考える体制づくり、生活交通活性化に向けた組織づくりを上げています。

最後に計画推進の考え方として、活性化に向けた取組を市民、交通事業者、行政をはじめ、関係する主体がそれぞれの適切な役割を十分認識し、その役割を担いながら、一体となって進めていくことが必要ですとの報告を受けました。

これに対する質疑等の主なものを申し上げますと「西浦の黄金通、開作は空白地帯になっているが、どのように検討しているのか」との質疑に対して、「バス事業者の方にも検討していただくようにお話しをしているところでございます。バス事業者もバスの所有台数、人員等の確保等を含めて、事業全体での調整の中で、路線変更等を検討していくということですが、黄金通方面が含まれるかどうかは未定でございます」との答弁が

ございました。

次に、「既存の路線バスを維持することを基本的に考えているが、路線バスに固執せずに公共交通の空白地区には小さい車両を買って自主的に運営するとか委託するとかという考えもあると思うが、その辺はどう考えるか」との質疑に対して、「他市の例で申しますと、乗合タクシー等を導入いたしましても、幹線までの乗り入れ等に限定しております。これは、路線バスと競合すると、路線バスそのものが衰退をして、ほかのところまで影響してしまうことも考えられるからです。防府市では端々まで路線バス網がございますので、今現在といたしましては、この路線バスを維持して、廃止にならない方向で進めていけたらということと考えております」との答弁がございました。

また、「赤字路線は何路線あるのか」との質疑に対して、「現在38系統のうち、28系統が赤字でございまして、黒字になっている主なものは、県立総合医療センターを結ぶ路線でございます」との答弁がございました。

そのほか、「計画の中に公共交通の日の推進とあるが、これはどのようなものか」との質疑に対して、「公共交通の日を設定いたしまして、各種イベントの実施や運賃割引等により、利用促進を図っていこうとするものでございまして、10月頃に1週間程度の実施を検討しております」との答弁がございました。

また、「路線バスの空白地区の高齢者は買物に行くにも足がないということも聞いたりする。路線バスに限らず福祉バス等、まちのあり方として、生活交通を検討していただきたい」との要望がありました。

以上をもちまして、総合交通体系調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、総合交通体系調査特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち吉末拓氏が4月30日をもって辞任されたため、また、福

田勝正氏の任期が9月30日をもって満了となりますので、人権擁護委員候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため提案するものでございます。

吉末委員には、人権擁護委員として、平成7年から5期14年にわたり、本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、一身上の都合により退任されることになりました。今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

福田委員につきましては、引き続き推薦いたすとともに、新たに阿部次男氏を委員としてお願いするものでございます。

阿部氏は、昭和60年7月に土地家屋調査士・行政書士事務所を、また、同年12月に司法書士事務所を開設され、山口家庭裁判所所属家事調停委員、防府地区防犯連絡所指導員協議会センター長等としても御活躍されておられます。

人権擁護に対しましても情熱を持っておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただけるものと確信いたしております。

御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号につきましては、これに同意することに決しました。

報告第 7号防府市土地開発公社の経営状況報告について

報告第 8号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について

報告第 9号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について

報告第10号財団法人防府市公営施設管理会社の経営状況報告について

報告第11号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について

報告第 1 3 号財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について

報告第 1 4 号社団法人防府市農業公社の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 7 号から報告第 1 1 号まで及び報告第 1 3 号、報告第 1 4 号の 7 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 7 号から報告第 1 1 号まで並びに報告第 1 3 号及び報告第 1 4 号の 7 法人の経営状況報告について一括して御説明申し上げます。

まず、報告第 7 号防府市土地開発公社の経営状況報告についてでございますが、平成 2 0 年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支決算書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業概要について御説明申し上げますと、公有地の処分につきましては、右田公民館運営事業用地及び華浦公民館運営事業用地を譲渡いたしました。なお、廃棄物処理施設用地の先行取得につきましては、P F I 事業における民間事業者の選定手続の中止に伴い、延期いたしました。

平成 2 1 年度の事業計画につきましては、改めて、廃棄物処理施設用地の先行取得をすることにいたしております。

続きまして、報告第 8 号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告についてでございますが、平成 2 0 年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

主な事業といたしましては、平成 2 3 年度に開催される山口国体の軟式野球競技会場となります野球場の改修を実施するとともに、利用者がさらに使いやすいものとなるよう施設の改善に努めました。また、個々の施設の特長を生かし、市民が気軽に取り組める種目を取り上げて、多種多様なスポーツ教室を開催いたしました。

次に、平成 2 1 年度事業計画の概要についてでございますが、体育施設につきましては、利用者が、より快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、山口国体の競技会場となる野球場の整備を引き続き実施し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

また、財団の各体育施設はもとより、防府市陸上競技場及び防府市武道館の指定管理者として、利用者のニーズにこたえられるよう適正な管理運営に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、子どもから高齢者まで年間を通して健康づくりができるようスポーツ教室の開催や講師の派遣を行い、その普及促進に努めてまいります。

続きまして、報告第 9 号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告についてでございます

が、平成20年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業の内容といたしましては、中層耐火構造住宅4棟96戸の適正な維持管理に努めてまいりました。

平成21年度の事業計画につきましては、引き続き、96戸の賃貸住宅の適正な維持管理を図るとともに、健全な運営に努めてまいりたいと存じます。

次に、報告第10号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告についてでございますが、平成20年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、7業務を受託して施設などの維持管理及び緑化推進に努めてまいりました。

平成21年度の事業計画につきましては、引き続き、7業務を受託し、健全な運営に努めてまいります。

次に、報告第11号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告についてでございますが、平成20年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

各施設及び事業について概要を御説明申し上げますと、指定管理者として指定を受けた愛光園、大平園、なかよし園、わかくさ園及び身体障害者福祉センターについて、それぞれの施設機能を活用した施設運営に努めてまいりました。

愛光園では、在宅の知的障害者を対象に、自立と社会への適応性を高めることを目標に掲げ、個々の主体性を考慮した生活支援と作業支援を行い、大平園では、入所によって更生に必要な指導訓練を行うとともに、短期入所事業として日中一時支援事業を実施いたしました。

身体障害者福祉センターでは、在宅障害者の更生相談や機能回復訓練などを継続的、計画的に行い、社会生活への適応性を高めることにより、障害者の自立や社会参加の促進につながるよう努めてまいりました。

なかよし園では、就学前の心身障害児に対し、通園により、集団生活に適應できるよう個別の年間目標に沿って、機能回復訓練、その他必要な指導を行ってまいりました。

わかくさ園では、地域における心身障害者の生きがいの拠点として、在宅障害者一人ひとりの個性に応じた指導、訓練を行ってまいりました。

ホームヘルプサービス事業では、日常生活を営む上で支障のあるお年寄りや心身障害者のため、家事援助や身体介護などを行ってまいりました。

平成21年度の事業計画につきましては、各施設、各事業の持つ目的及び機能を十分に考慮し、なお一層、積極的に事業を推進し、効果的な施設の運営に努めてまいりますとともに、新たに地域包括支援センター業務を受託し、牟礼、松崎及び富海地区の高齢者の生活支援を行ってまいります。

次に、報告第13号財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告についてでございますが、平成20年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、指定管理者として指定を受けた防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設について、それぞれの機能に応じた管理運営業務を適正に実施するとともに、財団設立10周年記念事業をはじめ、設立の趣旨に沿った文化事業及び科学事業を企画、実施いたしました。

平成21年度事業計画につきましては、さきの4施設について、指定管理者として、施設の安全管理の徹底と経費節減、サービスの向上に努め、利用の促進を図るとともに、自主事業を充実させ、施設の機能に応じた事業を展開いたします。

事業内容といたしましては、防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおきましては、鑑賞事業、育成事業及び発表事業の三本柱による文化芸術事業の推進を図り、防府市青少年科学館におきましては、科学事業及び視聴覚ライブラリー事業の推進を図ることにより、市民一人ひとりが、文化の心をはぐくみ、文化を創造し、文化を享受することができる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、報告第14号社団法人防府市農業公社の経営状況報告についてでございますが、平成20年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、農作業受委託事業では、無人ヘリコプターによる防除作業の区域を拡大するとともに、大道・右田地区の希望者には3回目の防除を実施しました。

地域農業の担い手育成に関する事業では、無人ヘリコプターの飛行の安全等に関する知識と操作技能を習得させるため、登録オペレーターを教習施設に派遣するとともに、フライト講習を実施いたしました。

地域住民との「農」の交流事業ではミニ農園の栽培状況等を巡回し、その都度指導を実施いたしました。

次に、平成21年度の事業計画でございますが、農作業受委託事業につきましては、通常の耕起による年3回の保全管理作業では対応できない所が増加しているため、新たにトラクター装着の草刈り機を購入し、受託者へ貸し出すこととしております。

地域農業の担い手の育成に関する事業につきましては、引き続き、無人ヘリオペレーターの操作技能の向上を図るとともに、防府市農作業受託者協議会の活動を支援してまいります。

地域住民との「農」の交流事業につきましては、利用者に栽培技術の講習を行うとともに、新たに、大平山市民農園に栽培技術等に関する質問箱を設置し、回答を掲示することなど、農園利用者へのサービス向上に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第7号に対する質疑を求めます。5番、山根議員。

5番（山根 祐二君） 経営状況報告書の1（28）ですが、流動負債の引当金に新長尾団地の修繕引当金409万円がありますが、これはどのような修繕が考えられるか教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 修繕引当金に約400万円強の数字が上がっているが、どのようなものに使われるかということの御質問だろうと思うんですけど、これにつきましては、新長尾団地、これは昭和58年に売却を開始いたしまして、そして、平成3年度末には、これは終わっているわけなんですけど、その当時2,000万円の引当金を予定しておりました。

これについては、今まで過去、あそこにあります児童遊園の維持補修、それとか合併浄化槽やらございますので、その修繕、それとか、あそこに手水川という川が流れているのですけれど、その辺の測量関係の確定やら、こういったものに使ってまいりました。そして、今残っているのが400万円強なんでございますけれど、こういった不意に必要なものに対して、それに対して引当金を充てて、その都度やってきたということでございまして、今現在、その残が残っているわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第7号を終わります。

次に、報告第8号に対する質疑を求めます。13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 報告第8号のスポーツセンターですけれども、スポーツセンターと、あとほかのものもちょっと絡んでくるわけですけれども、公益法人改革についてでありますけれども、個別にお答えいただけるような状況であれば個別にお答えいただいても構いませんが、できなければ、全般的なところでお答えいただければと思います。

昨年ちょっとお聞きをいたしましたけれども、公益法人制度改革、昨年の12月1日

に法律が施行されるという形で、5年間の移行期間という形の中で、公益法人のまま残るのか、あるいはしないのかという判断をするということが来ておるわけでありまして。それで、昨年お聞きいたしましたら、今後、行政改革推進室を中心に、関係の課にお集まりをいただき、今後の方向性を検討していきたいというふうに御答弁がありました。5年間という移行期間がございますので、できるだけ早い時期にそういった方向性を出したいということでありましたが、1年たって検討がどのように進んだのか、お聞かせ願いたいと思っております。余り進んでおらないようであれば、全般的な形でお答えいただいても結構であります。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 全般的にかかわりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

御指摘のように、昨年の12月1日から5年間という期間の中で、今後どういった方向性をとるかということの検討を迫られたわけでございます。そうした中、委員、御紹介にもありましたように、昨年の6月20日には、防府市の行政改革推進会議におきまして、研究部会を立ち上げるといふことといたしました。これらの承認を得まして、実際には9月11日から研究部会の作業に入っております。その間に、約6回ぐらいの研究会の開催をいたしまして、本年の3月でございますが、幹事会あるいは推進会議におきまして研究部会の報告をいただいたということでありまして。

今後、その研究会の報告の内容を吟味いたしまして、今年度できるだけ早い時期に、今後の方向性を決めたいというふうなことを今思っているわけでございます。

実際に研究部会に託しました公益法人等につきましては、今御紹介がありましたスポーツセンター、あるいは住宅協会、公営施設管理公社、水道サービス公社、文化振興財団、農業公社、観光協会、こういった7つの組織に対しまして、そういった研究を今いたしておると、あるいは、そういった方向性の結果といいますか、報告を受けたということで、今後、それを決めていきたいということの予定であります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第8号を終わります。

次に、報告第9号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第9号を終わります。

次に、報告第10号に対する質疑を求めます。9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 報告第10号の財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報

告の中で1点だけちょっと質問したいと思います。

この報告書のページ数で言いますと、4（4）ページ、これは平成20年度の決算がありますが、この中の、一番下の欄の索道管理事業費、この備考に乗客案内業務が2人、宿直保安業務が2人、施設管理業務が1人と、こういうふうに平成20年度はなっております。ところが、平成21年度の計画に、予算によりますと、ページは4の17ページですが、下のほうの（5）索道管理事業のところ、備考に乗客案内業務2名とだけなっております。つまり、昨年度は乗客案内係2名に、宿直保安業務2人、施設管理業務が1人おったわけですが、新年度は、この宿直保安業務の2人と施設管理業務の1人がいなくなっていることになっているのですが、これについての御説明をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 私のほうから索道事業に係ることでございますので御説明をいたします。

議員御指摘のとおり、ただいま申されたとおり、平成20年度におきましては、今、乗客案内が2人、宿直保安が2人、施設管理が1名と、21年度においては、今、乗客案内の2名のみということで、実は、今、宿直保安業務につきましては、機械化等で、実際には、今、委託を警備会社による機械警備ということでゼロとなっております。そのことにしております。

そして、もう一方の施設管理ですか、こちらのほうはゼロということですが、公社の職員の退職に伴いまして、その方がおやめになったので、市の臨時職員として、これは索道の退職者ですが、そちらで対応いたしたということでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 宿直保安業務を機械警備にかえるということですが、これでいわゆる警備上の問題は発生しないのかどうかということが1つ。

それから、公社の職員が退職されたので、市の臨時職員をもってこれに充てるということになったようですが、いわば、人件費の削減ということだろうと思うのですが、これで大体どのぐらいの、この宿直保安業務と施設管理業務の3人を機械にしたり、あるいは市の臨時職員にかえたことで、人件費というのは、どのぐらい削減できる見込みなのか、この2点。

機械警備で大丈夫なのかということと、人件費はどのぐらい削減できるのかということなんです。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

警備上の問題ということで、この警備に切りかえるときに、内部でもいろいろ検討いたしましたし、おやめになった方等の業務、そういったもの等を検討いたしました結果、警備会社からの説明等を聞き及びました。そういったことの中で、十分警備上問題はないという判断をいたしまして、機械化に切りかえたということでございます。

それから、人件費の関係でございますが、宿直のほうでは、年間350万円程度の減額になるのではないかと、それと運転費につきましては約50万円の減額、合わせて400万円程度というふうにとらえております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第10号を終わります。

次に、報告第11号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第11号を終わります。

次に、報告第13号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第13号を終わります。

次に、報告第14号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第14号を終わります。

報告第12号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第12号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 報告第12号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成20年度の決算についてでございますが、お手元の事業報告書及び財務諸表等にお示しいたしておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、給配水管の修理業務をはじめ大型メーターの取替業務、配水管布設管理業務など、水道事業の円滑な運営と市民サービスの向上に努めてまいりました。

なお、一般会計で整理しておりました検針業務と滞納整理業務は、昨年度から受託中止

したことにより、一般会計と特別会計を会計統合いたしました。

次に、平成21年度の事業計画についてでございますが、本年も給配水管の修理業務をはじめとする市民生活に密着した業務を中心に、公社の目的である水道事業の円滑な運営と防府市民の健康と福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

今後とも、公社の運営につきまして、よろしく御支援のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第12号を終わります。

報告第15号平成20年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第16号平成20年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第17号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第18号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第19号平成20年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第15号から報告第19号までの5議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第15号から報告第19号までの平成20年度の継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告について一括して御説明申し上げます。

まず、報告第15号平成20年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会で継続費の補正について御承認をいただきました基地周辺障害防止対策事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

次に、報告第16号から報告第18号までの平成20年度防府市一般会計、公共下水道事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会でそれぞれ予算の繰越しについて御承認をいただきました庁舎施設整備事業ほか26事業、公共下水道事業及び後期高齢者医療事務に係る

電算システム改修委託につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

続きまして、報告第19号平成20年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、防府駅北土地区画整理事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第15号の質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第15号を終わります。

次に、報告第16号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第16号を終わります。

次に、報告第17号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第17号を終わります。

次に、報告第18号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第18号を終わります。

次に、報告第19号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第19号を終わります。

報告第20号平成20年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第21号平成20年度防府市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第20号及び報告第21号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 報告第20号及び報告第21号について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第20号平成20年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

御説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成20年度予算に定めた建設改良事業のうち、第4期拡張事業及び施設改良事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示しいたしておりますとおり繰り越したものでございます。

次に、報告第21号平成20年度防府市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

継続費繰越計算書につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、平成20年度予算に定めた建設改良事業に要する経費のうち、継続費に係る繰越額の使用に関する計画について報告いたすものでございます。

内容につきましては、平成19年度から21年度までの3カ年継続事業として施工する人丸水源地改良事業に係る経費のうち、支払い義務の発生しなかった8,149万2,680円につきまして、次年度に逡次繰り越しとするものでございます。

これをもちまして報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第20号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第20号を終わります。

次に、報告第21号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第21号を終わります。

議案第51号市道路線の認定、変更及び廃止について

議長（行重 延昭君） 議案第51号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第51号市道路線の認定、変更及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、大繁枝8号線ほか7路線の認定、三ノ楨南線の変更及び戎町沖ノ原線ほか1路線の廃止をお願いするものでございます。

内容といたしましては、都市計画道路環状一号線の工事が完了し、主要県道防府環状線として供用開始されたことに伴う2路線の認定及び2路線の廃止、生活道路及び開発道路に関する6路線の認定並びに経過地の編入による1路線の変更でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 今の御説明の中で、ページで言いますと図面が出ている61ページですが、これは市道戎町沖ノ原線という道路だと思いますが、これがいわゆるバイパスができるまでは旧国道2号線だった道路ですね、これが今回一たん市道が廃止されて、またその中の一部が市道に認定されるということになっているようですが、ちょっとよくわからないので、この辺の経緯について御説明願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、今回の県道防府環状線の開通に伴う市道の変更ということについて、ちょっと御説明をさせていただきます。

御指摘の61ページの左側の図面でございますが、これがもとの旧国道、戎町一丁目から沖ノ原、これが市道でございました。ちょうど右側の図面になりますが、県の防府環状線が、旧国道柳川の東側に今回タッチしたということに伴いまして、防府環状線として、今の交差点のところから東側です、これが県道にこのたび昇格したということでございます。

そのために、市道を変更するという手続の中で、国のほうからの通達によりまして、起終点が変わった場合は、一度廃止、また認定という二重の手続をとるということを指導を受けております。そういうことで、このたび認定と廃止という手続を行った次第でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ちょっと教えていただきたいのですが、鈴屋奈美線と宮ノ馬場鈴屋沖線ということが認定ということで上がっているんですけども、64ページに示された図面ですが、同じ道という言い方が正しいのかどうかわかりませんが、下のほうの、南側の鈴屋宮の馬場からずっと続いている道があるんですけども、この間の部分というのはどのような状況になっているのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） この道路は、以前から市道への編入ということ強く望まれておりました農道でございます。今まで、土地の権原といいますか、所有権の移転が防府市に整わなかったということで、今回、認定するわけでございます。この間につきましては、既に市道という位置づけでございますので、その切れたところを今回新たに行うということにいたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号については、原案のとおり可決されました。

議案第52号防府市自治基本条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第52号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第52号防府市自治基本条例の制定について御説明申し上げます。

現在、地方分権改革が進む中で、地方公共団体には、自己責任と自己決定に基づく行政運営が強く求められております。また、市民の自治に対する意識の高まりから、市民の参画と協働によるまちづくりを推進していくこともあわせて求められております。

本案は、このような自治をめぐる状況の中で、本市における自治の基本理念、基本原則等を明らかにし、市政に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨の実現を図ることを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

条例案の策定に先立ちまして、有識者や公募による市民の委員で構成される防府市市民参画懇話会から貴重な御提言をいただきましたので、その内容を十分尊重し、充実した条例になるように策定作業を進めてまいったところでございます。

条例の主な内容といたしましては、自治の基本理念を市民権及び人権の尊重とすること、自治の基本原則を市民の参画及び協働並びに情報共有とすることとし、市民が市政に積極的に参画し、市との相互理解と信頼関係のもとで協働してまちづくりに取り組むことができるよう、市民、市議会及び行政の三者の役割と責務を明確にするものなどでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） これより質疑に入ります。この基本条例につきましては、内容豊富でございますので、それぞれ分割して質疑を受けたいと思います。

まず、前文、第1章総則、第2章自治の基本理念及び基本原則についての質疑を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 私は今議会の一般質問において、この自治基本条例案について質問をするよう通告しておりますけれども、御承知のとおり、一般質問は時間が制限されておりますので、これまでもその中で取り上げられない部分について質疑をさせていただきます。

この最初が前文から第2章ということではありますが、どこということ、この自治基本条例の総論的な質問は、ここでしてもよろしいですか。

議長（行重 延昭君） はい、どうぞ。

20番（伊藤 央君） では、ちょっと質問させていただきます。

まず、この自治基本条例を制定しなくてはならないという逼迫した理由、今、困っていることがあるのかどうか、これを教えていただきたいということ。

そして、法律により制定が定められる条例というのがあるわけですが、この自治基本条例の趣旨に沿うと、中には制定できないというものも出てくるのではないかと懸念を持っております。そういった場合どうするか、この点についてお答えください。

3点目、市民参画懇話会、長い間にわたり、この骨子案作成に取り組んでいただいたわけですが、このために費やされた時間はどのくらいだったか。また、市民参画懇話会から答申を受けて行政がこの条例案をつくるまでに費やした時間、これはどのくらいだったか、これを確認させてください。

それから、考え方の問題であるのですが、地方分権が進む中で、地方分権一括法等で、国と地方が対等になったという言い方がされております。とはいえ、地方は国を構成する一部分であることは間違いなく、すべてにおいて対等と考えるのは間違っているのではないかと私は考えております。条例が法を越えて制定することができないことから、これは明白でありまして、憲法92条から95条まで、いずれも、法律の定めるところによりという、または法律の範囲内という条件がついており、最高裁の判決においても、地方は国家統治機構の一部であるとされております。国と対等という言葉だけが声高に叫ばれることによって、地方が国家から独立したもの、または国家に対立するものというようなイメージ、こういった誤解を生んで、果ては、また特定の思想の流布に加担するようなことになりかねないかという懸念を持っております。この条例自体の根本に、そういったど

うも思想があるように思えてならないのですが、市としての見解をお答えください。

それから、市民参画、協働、こういったものはもちろん住民投票もそうではありますが、直接民主主義を支える制度であるといえると思っております。これを間接民主主義を補完するものだという言い方をする主張もありますけれども、本来間接民主主義と直接民主主義というのは、相反する概念でありまして、直接民主主義の側面が強くなると、これは相対的に二元代表制、間接民主主義は形骸化の方向へ向かう、これは自明の理であろうかと考えます。これについて市の見解はいかがでしょうか。

以上が、総論としてお聞きしたいことであります。

続いて、前文についてお聞きをいたします。前文の中で、「市民が、市民自身の責任において市政に参画するとともに、市民、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要」という文言がございます。私は、これは確認したことがないし、確認されたデータを見たことがないのですが、市民参画、協働というものは、本当に市民が望んでいるものなのかどうか、先般行われた第四次の総合計画をつくるアンケート、この中にも、こういった問いはないわけで、本当に市民が市民参画、協働というのを望んでいるのかどうなのかというのが、私にもわからないので、これについて望んでいるのかどうなのかをお答えください。そして、その根拠もお答えください。

そして、続いて、また前文の中ですが、同じく市民参画、協働、これがまちづくりに必要と考える根拠は何なのか。市民が今望んでいるのかどうかということをお聞きしましたけれども、市民が望まなくてもやらなければならないことというのは市の行政にはあるわけで、もしこれが本当に必要であるという根拠があるのならば、市民が望んでいなくてもやらなくちゃいけないわけなんです。まちづくりに、これが必ず必要だと考える根拠は何かをお示してください。

そして、続いて前文、「私たちは、市民、市議会そして行政のそれぞれの役割と責務を明確にし、一人ひとりの人権が尊重され、市民主権による市政の推進を基本理念とした自治を確立するための基本的ルールづくりが必要であるとの共通認識の下」という言葉がございます。この「共通認識」というのは、どなたとどなたの「共通認識」なのか、そして、それはいつ「共通認識」であると確認されたのかをお答えください。

それから、第2章に飛びます。第2章の第4条、この第4条には、「一人ひとりの人権を尊重するものとします」という文言がございます。以前に示された解説文の中にも、互いの人権が尊重され、社会の一員として、それぞれの個性や能力がまちづくりに発揮される防府市を目指すというようなことが解説文にも書いてあったかというふうに存じます。

人には、さまざまなことに対して意見を言いたがる、こういった人もいらっしゃいます

が、そうではなくて、他人の決めたことに対して従うことに幸せを感じるという人もおられます。これは後者も一つの個性であって、能力であって、社会に必要な存在であろうかと考えます。また、第7条、ここでは市民の責務として、「自らが自治の主体であることを自覚し、市政に参画するよう努めるものとします」というふうに書かれておりますが、要は市政の参画への努力を義務づけているわけです。先ほど申したように、市政に積極的に参加したい人も、参加したくないと考えている方もいらっしゃるのに、人権を尊重するといいいながら、参加したくない人の意思というものは、どうも無視されているように感じ、これは矛盾していると考えるわけですが、見解をお聞かせください。

第2章までは以上でございます。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、マクロな観点から4点御質問がありました。それから、総則に関する前文について3点御質問があり、そして、第2章の中の第4条について御質問があったわけでございますが、私からは、大変大まかなところになりますけれどもお答えをさせていただき、細かい事柄については、総務部長から答弁をしてもらいたいと、このように思っております。

まず、この防府市自治基本条例を制定しなくてはならない環境下にあるのかというような意味合いの御質問であったかと思うわけであります。逼迫した状況にあるのか否かというような御発言もあったかと思うわけでありますが、まず、これは平成18年のちょうど3年ちょっと前の選挙の折に、私が、マニフェストの一つに、市民参画型まちづくり条例の制定に向けて協議会を設置しますということを掲げております。あわせて、住民投票条例も制定するというのも、あわせて掲げたわけでございますが、これらの段階の折に、どなたの御発言であったかは定かではない、調べればわかることかと思っておりますが、もしかしたら伊藤議員かもわかりませんが、住民投票条例というものは、この自治基本条例の中に包含されるものではないかというような趣旨の御発言もたしかあったかと思うわけであります。

私は、私なりに感じておりました逼迫した、あるいは必要を感じたわけでございますので、住民投票条例というものをマニフェストに掲げて市民の御支持を仰ぎ、同時に住民自治基本条例に発展していくかもしれない市民参画型のまちづくり条例、呼び名はいろいろあるわけでございますけれども、豊かで住みよいまちづくりにしましょうということで、まちづくり条例というふうに名づけておられる自治体もありますし、自治基本条例と、そのものずばりで名づけておられる自治体もあるわけでございますけれども、私は、まちづくり条例の制定に向けて協議会を設置しましょうということを申し上げたわけでございます。

したがいまして、そのマニフェストに基づきまして、実は御存じと思いますが、平成18年の10月に防府市市民参画懇話会なるものを立ち上げたわけでございます。これには、有識者の方々、あるいは市民の公募の方、あるいは議会の代表の方も御参画いただいて懇話会を設置をいたしまして、その懇話会において、2年間にわたっていろいろ御議論を熱心にいただいたあげく、平成20年の10月に、防府市自治基本条例骨子に関する提言という形で、提言をちょうだいいたしました。そういう大きな流れの中で、今日を迎えたというふうに御理解をいただければと、このように感じておるわけでございます。

次に、総論といたしますか、大きい観点からの御質問の、一番最後のところでございますが、直接民主主義と間接民主主義の云々というようなお話がございましたが、私は、否定するものでは全くない、間接民主主義の重要性、その中における役割というものが、それぞれが自覚を持つことによって幾らでもそれなりの役割を果たしていくことが可能であろうと、このように感じておるところでございます。

それから、次に、総論というか、前文の中での御質問でございますが、いずれの観点も、例えば、市政に参画することを望んでいない人だっているのではないかと、あるいは、協働してまちづくりに取り組むことが必要だと打ち出しているけれども、その根拠になるものは何かとか、あるいは共通認識を確認したのかというような御質問につきましては、それぞれのお立場の中で、感覚、観点というものもあるかと思いますので、私どもはこのように感じておるということで御理解を賜りたいと、このように思っております。

それから、最後の第4条、総則の第4条の第2項の市民一人ひとりの人権を尊重するものとする、こういうふうに第4条でうたっているわけでございますが、これを権利といいますか、人権というものを否定することに幸せを感じている人もいないかと、こういうふうな御発言もありましたが、そのように思われる方もあるのかもしれませんが、私は今の時代、また今の社会の中で大方の、大多数の方々がそれぞれの固有の人権を大切にしていかななくてはならないという基本的な理念はお持ちであるであろうと、このように感じているところでありますことを申し上げさせていただきたいと思っております。

詳細の事柄につきましては、総務部長から答弁してもらいます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 質問もたくさんございまして、また市長がどこまで答えたかと、ちょっと抽象的なこともありまして、なかなか答弁が難しいかと思いますが、まず法律により定めるということで、これは基本的には国の憲法を地方が侵すと、これを越えてということはあり得ないわけでありまして、これは当然厳守するという基本的な考えはもちろんであります。

その中に御紹介がありましたように、第94条では、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるという項目もございますので、これらを引用して地方に沿った、いわゆる地方でできる条例の範囲内で、この条例を制定するということでもあります。

それから、市民が参加を求めているという、どうするかということですが、これは先ほど市長も言いましたように、それぞれの個人さんの判断の中でということになりますし、また、これをつくるに至った経緯は、先ほど市長も申しましたように、マニフェスト等々もありますが、私どもの第三次総合計画の推進方策の一つに、市民参画の推進という項目も上げてございます。この中にも、いわゆるそういった参画のことを整備するよという項目もございますので、その実行計画の中でこういったものも取り組んできたということでもあります。

もし何か抜けていればお願いします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 総論ということで、2番目にお聞きした法律により条例を定めることが決められているもの、その条例をつくらうとするときに、この自治基本条例の趣旨に沿うと制定できないということが起こってくるかもしれない。法律では制定しなければいけないのに、市民は望んでいないと、要は市民参画を行うことによって市民がこんなもの要らないよということを多くの市民が言ったとしたら、その場合どうするのかということについてはお答えが得られていないと思いますので、お答えください。

1番の総論に関してなんですが、逼迫した状況というのは、今、市長は、住民投票条例は私の中では逼迫していたというような御発言があったと思います。私もこれは自治基本条例に包含されるような内容の発言を、たしかいたした記憶があるし、今、上程されたときに、これが最高規範とおっしゃるとおり、法体系から考えると自治基本条例のようなものができて、もしこれが上位というのであれば、住民投票条例はこの後にできる、この下にできるということが正しいのではないかというような趣旨の発言をした記憶がございます。要は、結局こうなってしまうよと、これより大きな条例を後からつくらうとすると、ということを住民投票条例が出てきたときに、私は言ったのではないかと記憶しております。

それで、3番目の費やされた時間についても、はっきりは答えられていないと思うのですが、市民参画懇話会が約2年、一生懸命協議を行われて、また勉強されて骨子案を作成されたと、で、答申されたということではありますが、その後、計算からすると、その後、パブコメを出すまでにどのくらいかかったんですかね、3月ぐらいに出されたんですから、半年弱ですか、そして、今回の上程までに3カ月ぐらいということで、市民参画懇話会が2年かけられたものに、行政がかけたのは8カ月とか、9カ月とか、そこらなのかなあと

いう気がしております。

で、懇話会の議事録を見ておられますと、懇話会の方にはどうぞゆっくりやってくれと、急がなくていいんですよというようなことを行政の職員が言っていたというような議事録が残っております。特に急いで話し合っていていいですよと、しっかり協議してくださいと言いながら、今、私は市民参画懇話会に敬意を表す意味でも、議会もしっかりと、特別委員会なりをつくって、これを吟味して、また意見を闘わせるべきではないかと申してきたわけで、拙速に、今、これを制定に向けて上程するのは早いのではないですかということ、これまでも言ってきましたが、それでも急いで上程されるという理由は何なのか、これをお答えください。

それから、4番目は、法令を遵守するという確認をしたことについては、これはわかりました。

それから、市民参画、協働というもの、市長が間接民主主義、また二元代表性というものを否定するものではないというお答えでありましたが、否定する、否定しないではなくて、概念自体が、相反すると私は言っているわけで、概念が相反するもの、片方が強くなれば片方が弱くなるというのは、これは自明の理ですから、このことについてどういう見解を持っておられるかということをお聞きしておりますので、お答えできればまた再度お答えください。

それから、市民参画、協働を、市民が本当に望んでいるのか、そして、これがまちづくりに本当に必要だと考えているのか、これについては、立場の違いで感覚、観点によって変わるんだらうと、私どもはこう考えているということでありましたけども、これは大きな問題がある発言で、市民参画、協働というのが、立場によっては必要でないと思う人もいるかもしれない、これがまちづくりにとってよいものではないと考える人もいるかもしれないということを今、市長、部長とも認めていただいたわけですが、それならば、まちの憲法と言われる条文で、市民の意見がすべて市民参画、協働を望んでいるようだということを書くわけにはいかないのではないかとということ、疑問がわいてくるわけです。これは、結局、それぞれの観点で違うんですよということで、何ら科学的な根拠なしに、市民が市民参画、協働を望んでいると、調査もせず勝手に判断したということ、それこそ民主主義の理念に反しているし、市民参画、協働の理念とはかけ離れたものじゃないかと、この精神に反しているんじゃないかと、私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

それから、それぞれの観点ということでありましたとおり、実際に、私の周りの方、それから、市民の方、いろいろな意見が私のもとに寄せられております。中には、市政運営、まちづくり、こういうことは市長や議員に任せているんだと、そのためにあなたたち税金

で給料をもらっているんでしょ、そのための選挙で、私たちは市政の政策の是非について、選挙であらわしていると、いろいろな個別の政策の判断については、そういった勉強を市長さんや議員はしているんでしょということを言われました。そういうことは市長や議員でやってほしいと、それ自体が仕事なんだからしっかりやってくれというような意見もいただきました。こういった意見について、市は、また市長はどのように考えられますか、お答えください。

それから、文化庁、文部科学省に勤務されて、現在、政策研究大学院大学教授の岡本薫さんという方がいらっしゃいます。その方の著書で、「世間さまが許さない」という本があるのですが、この中では、自由と民主主義そのものが日本人に向いていないのではないかという疑問を述べておられるのですが、これが正しいかどうかは、全く別の話として、著書の中で、民族の特性が遺伝子の特質と深く関係していることが科学的に確認されたということを書いておられます。セロトニン・トランスポーターというものの遺伝子多型の分類によると、人の性格はLL型、超積極的型、それからLS型、積極自主型、そして、SS型、消極従順型、この3つに分けられるそうであります。

例えば、これはアメリカ人と日本人で比較しますと、アメリカ人の場合、この超積極型というのが32%、遺伝子を持っている方がいらっしゃるそうです。そして、積極自主型、中間というか、ちょっと積極的、これが49%、そして、消極従順型が19%、このような割合だそうです。大体30%、50%、20%、こんな割合だそうなんです、日本人は果たしてどうかというと、超積極型に分類される方が2%、そして、積極自主型、ここに分類される方が30%、そして、消極従順型、SS型、これに分類される方が68%、こういった割合だそうです。つまり、日本では、約70%を占めるSS型、消極従順型の人に対して積極的に自己主張せよ、これは無理のあることではないかとの岡本氏は述べておられます。

そして、その民族に向いていないことを無理にやらなくていいのではないかと述べておられます。科学的分析から言えば、自主的に市の審議会の公募委員に応募したりとか、またはパブリックコメントに意見を出したい、このように考える市民、つまり日本人であれば、これは約2%ぐらいしか、多分いらっしゃらないんだらうと、そして、LS型をもし含めたとしても、中間の方ですね、積極自主型、これを含めても約30%ぐらいしかいらっしゃらないんじゃないかと。こういった民族に対して、市民参画をしるしと強要するのは非常に無理があるし、むしろその副作用とか、デメリットのほうが大きいのではないかという考え方もあるのではないかというふうに、私は思っております。これについていかがというか、国民性とか、民族性というものを考えたことが、この条例の上程につい

て考えたことがあるのかどうか、これも含めてお答えをいただければと思います。

それから、先ほど一人ひとりの人権という部分に触れたところの答えに、人権を尊重するとか、否定する人もいるというようなことを私が言ったというようなことを市長がおっしゃいましたが、これは言うておりません。私が言ったのは、市民参画、協働をしたいと考える人もいないんじゃないかということを使ったわけで、むしろ、そういう考えの方がいらっしゃる中で、すべての市民に責務として市民参画、協働の努力義務を課すというのは、それこそ人権尊重していないのではないかと私を私は言ったわけでありませぬ。

先ほどの共通認識のもとというのが、人によって考え方が違ふとおっしゃったわけですが、考え方が違ふということは、これは共通認識が得られていないということでありまして、これは結局主語がないから、だれとだれの共通認識なのかがちっともわからないわけですが、文脈からすると市民みんなが、そして、市長が、議会が、行政が市民主権による市政の推進を基本理念とした自治を開始するまでの基本的なルールづくりが必要であると、共通認識を持ったというふうに読めるわけですが、これはひどい押しつけであって、さらにいつの間にか市民を勝手に賛同者にして、共犯者という言い方が悪ければ賛同者でいいのですが、にしてしまっていて、これこそ強権的であり、非常に支配的なにおいを感じるわけでありませぬ。

で、以前出された解説文には、「委員会や審議会の委員となって発言するなど、市の政策の形成等に至る各過程において、市民が主体的にかかわり行動する」とあったのですが、これを望まない市民が大多数であるということはどう考えているのか、要は、これ望んでいれば、公募委員には市民から応募が殺到するわけでありませぬし、パブリックコメントにも意見が殺到するわけでありませぬ。応募された方や出てきたパブリックコメントの意見と、ほんの市民の数%というものでありませぬので、大多数がそういったことをしなくてもいいと考えている、この状況をどう考えるか、そして、こういった状況の中でも市民参画、協働というのは、市民の共通認識だと言ってしまうのか、ここをお答えください。

それから、市民参画懇話会でも今言った市民参画、協働というのが必要なのかということ自体が議論されたという様子はありません。つまり、この議会が、懇話会の流れを見ると、しょっぱな、市民参画と協働についてということで、これを熱心に進める山大的長畑教授が講話をされていると。この方は議事録をずっと見ていっても自治基本条例、もしくはまちづくり基本条例のようなものをつくりたいという主張を持っていらっしゃる方というのは、明らかにわかるわけですが、こういった初めから必要だという先入観のもとに議論が始まっています。ここで、既に市民の多様な意見、意見の多様性というものが無視されてしまっている、否定されてしまっているということが言えるわけですが、このことに

ついて市としてはどう考えているのかお答えください。

今、関連することですが、この市民の多様な思想とか心情、または行動に至るまで、これを緩やかではあるが、拘束するというのが、この自治基本条例なわけです。この決めつけというのは、先ほど申したように、人権の尊重と言えるのか、これについて御見解をお願いいたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） なかなか質問の焦点がとらえにくいのですが、したがってちょっとお答えもなかなか難しいというふうには考えておりますが、参画が、なぜ早くというのもあったと思うのですが、これは先ほども申しましたように、市民参画懇話会から、そういった骨子の提出を受けたという中で、私どもは約半年ぐらいはかかったかと思いますが、これを条文に仕上げたということでもあります。

それから、なぜ急ぐかということもあったと思うのですが、これは先ほどからも申し上げておりますように、今のその時代の流れといいますか、必要性といいますか、そういった面をものもろもろ考えた中で、また先ほど申しましたように、総合計画の中にもうたっておるところでございますから、最終年が21年ですか、これまでにこういった姿の一つとしてうたっている以上、何らかの前進があったほうがいいんじゃないかという判断もあったということもお伝えをいたしておきます。

それから、市民が望んでいるかどうかということもあったと思いますが、これも全部は極端な話、全市民の方にお伺いしたわけではございませんから、とても不可能なことでございますから、ただ、こういった政策にはアンケートなり、あるいは懇話会、協議会等を設置して、いわゆるそういった方の中で方向性を出していただくという手法で今までもやってきておりますから、こういった方法でこれもさせていただいたということでもあります。

それから、いろいろ難しい、国民性とか何とかという話もありましたが、これは私ども答えるべきじゃないというふうな範疇もあったかと思しますので、その辺は、いろいろなお考えがあるということだけは、私どもも理解をいたしております。

それから、人権尊重と言えるかということで、決してこれは強制ではないということで、あくまで参加される方については、こういったルールをつくっておりますから、どうぞ御参加くださいということで、決して強制ではございません。

それから、議会制のことについてもありましたが、私どもさっき市長も言いましたように、二元性を一つも否定するわけでもございませんし、広域化を補完するというのも一つの時代の流れの中で、こういったルールも必要ではないかということで作成をしてきたと

ということでございます。

ちょっとお答えになったかどうか、ちょっと難しいのですが。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） アンケートをやったという、今、お言葉があったかと思うのですが、どんなアンケートをやられたのか、市民参画、協働が必要だと思いますかというようなアンケートをやったということなんでしょうから、それ、いつやってどんなアンケートだったか、ちょっと後、教えてください。

それと、結局、今の部長の答弁をお聞きしますと、市民参画、協働というのは、みんなが望んでいるんだと、で、望んでいない人には、これは強制していないからいいんだと、強制していないといっても、市民の責務というふうに書かれておりますし、例えば、第5条で「市政は、市民の参画と協働の下で行われるものとします」とあるわけですね、「市政は、市民の参画と協働の下で」、じゃあ、市民の参画と協働がなければ市政は行われないのかということも言えるわけですね。

結局、これは市民が参画と協働を望むにしる、望まないにしる関係なく、市政の一つのシステムに組み入れるんだと、そうでなくては防府市政というのは、今後動かないということを行っているということが言えるわけなんです。強制しないと、責務と言われれば、それは市民はみずからの責務であると感じるわけです。これを参画しないことを理由に、不利益な扱いを受けることはありませんといっても、市から、例えば行政から不利益な扱いを受けなくても、御存じのとおり、日本というのはバランス社会ですから、周りの人がみんな参画している中で1人参画しないというのは非常に勇気が要る。そうなると参画しなくても参画しなくちゃいけない、こういった状況も人権に敏感な人なら予測できるんじゃないかというふうに思うんです。私は余り人権人権というのが好きじゃないんですが、何で言うかという、この自治基本条例に人権という言葉がどっかーんと出てくるから、あなた方の考えている人権というのは、本当は何なのかということを問うているわけで、自分たちの都合のいい思想とか、政策、これを市民みんなを拘束するような条例で押しつけるというのは、とても人権を尊重していると言えるものではない、そういうやり方ではない、ましてや市民参画、協働の精神にのっってこの条例制定の手続を踏んでいるとは言えないということを指摘をしておきます。

議長（行重 延昭君） 質問内容を、端的にもう一度確認してください。

20番（伊藤 央君） 市民にアンケート調査をやったということですが、どのようなアンケート調査をやって、どんな結果だったか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 市民アンケートという言葉は、私、申しましたかね。

20番（伊藤 央君） 市民アンケートとはおっしゃっていないが、懇話会の中での、過程でアンケートしたとおっしゃっていました。

総務部長（浅田 道生君） 市民アンケートといえますのは、御存じのように、ことしになりまして、総合計画をつくるがための市民アンケートは実施をいたしたところであります。これは御存じかと思えます。

それから、もう1点、市民参画懇話会の中で市民フォーラムを実施されました。これは、昨年の9月6日だったと思うのですが、このときの参加者に対してアンケートは実施をいたしております。その結果につきましては、いろいろ項目があったんですが……、内容もですか……。

この中で、自治基本条例に期待しますかということの中では……。

20番（伊藤 央君） 全然違う、質問が。市民参画が、協働が必要と思っているのかどうかということ聞いてるんでしょう。それに関してアンケートをやられたというのならその結果を教えてくださいということです。やってないならやってないでいいです。やったというふうなことを言うからいけない。

総務部長（浅田 道生君） ですから、申しましたように、おっしゃるから、こういった形で、市民参画、懇話会の中では市民アンケートを、そこで、現場でアンケートをやられたということだけはお伝えしたところであります。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 所属の委員会ではありませんので、少し細かなことになってますがお聞きをいたします。3条の2項に「参画」というふうに書いてあって、その下に説明があります。「政策の形成、実施及び評価の各過程に主体的にかかわること」ということで書いてありますが、参画がどうかというのではなくて、政策の過程ということが、形成、実施、評価という形でここでは表記をされております。一般的には、だから、「Plan Do Check」というような形で形成、実施、評価を言うということもありますが、最近では、PDCA、「Plan Do Check Action」、評価の結果を次の政策に反映させるというか、そのことをひっくるめて政策の全過程というふうな形で表現することがありますが、そういうことでいくと、ここは、「Plan Do Check Action」は、参画ということはないというふうにも読みとれるわけですが、ただ、考え方として、評価の中にActionも含んだ、評価をすれば、当然、次の行動が出てくるわけですから、そういうことまでひっくるんだ評価ということであるのか、その辺についてだけ、ちょっと確認をさせてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。今、議員さん、お尋ねの件でございますが、今、申されましたとおり、今の評価の中にそういった見直しということも含んでおるとい形で表現をさせていただいております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 以上で前文から第2条までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、第3章市民、第4章市議会、第5章執行機関、第6章総合計画についての質疑を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 第5章ぐらまではちょっと私、一般質問のほうでお聞きすることもありますので、そちらでお聞きします。

第6章、13条、総合計画について書かれているところでございます。要は、総合計画はこの条例による自治の理念に適合しなくちゃならないということが書かれているわけですが、憲法の定める地方自治の本旨と、この条例による自治の理念、これに違いはあるのかどうか、これをちょっと確認させてください。違うのか一緒なのか。違えばどう違うのか教えてください。

それから、同じところなんですけども、防府市第三次総合計画の策定の趣旨というところを見てみますと、総合計画は、「防府市の目指す姿を示し、その達成のために必要な施策の方向性を明らかにしたもの」というふうに書いてあります。これが総合計画の趣旨であると。また、役割として書いてあるところには、「市政の方向性を示すもの」ということも明記されております。つまり、いわば市長選に示されるマニフェスト、これと同様のもので、計画の期間というのはもちろんあるにしても、市長さんがかわれば、総合計画は大幅に変わって当然と。そうじゃなくては、だれが市長をやっても同じだということになるわけですが、というような性格のものなわけですが、総合計画というのは。それを、この自治基本条例で拘束してしまう。理念に適合するものでなくてはなりませんという縛りをかけてしまう。これは、現市長が条例によって自分の任期を越えて、後任の市長の政策にまで縛りがかかるということになるんじゃないかと。これは幾ら何でも越権行為ではないかというふうに考えるわけですが、この点についてお答えをお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 後段の部分についてお答えをいたします。全くそのような考え方は持っておりません。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 理念との違いはということでございますが、ここで理念と

いう形で書かれておるのは、第4条の自治の理念を逸脱してはいけないよということを実現させていただいておるということであります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） もちろん、それはさっきお聞きしたんですが、憲法の定める自治の理念と地方自治の本旨と、それと違うんですか、同じなんですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） もちろん憲法と地方の条例というのは根本的には違うというのは、これは明らかでありますし、その憲法の中でうたってあるそのものと、私どもが今回、上程をさせていただいておるこの条例の自治というのは、あくまで防府の自治基本条例でありますから、そういった違いはあろうかと思えます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） これは条例ですから法を越えられないんですよ。ましてや憲法を越えられないんですよ。防府の自治の理念だから憲法とは違うというのは、これは大変な発言です。地方自治の本旨、防府市の地方自治を定めるんだから、憲法の自治の理念を考慮しなくてもいいというような、違っててもいいというような発言が大変な過ちで、ここに私が先ほど前文から2章までで述べた危険性、危険な思想というものが隠れていると。つまり、国対地方だとか、国対自治体だとか、あえてその対立をあおるような、我々は地方自治体というのは、法律で国と対等と言われても、国を構成する一部分だということとはもう間違いないわけですから、これから独立するようなことを言われると、私はすごく恐ろしくなるわけです。

これは、危険な思想はちょっと確認できたので、これはいいんですけども、計画はそういった考えを持ってないと、市長は、後任の市長の政策まで拘束するような考えは持ってないと言っているんですが、市長が考えを持っておられなくても、この出してこられた条例にはそういった考えはあらわれているわけです。理念に適合しなくてはならないと、こういうような僭越な考え方が含まれているということ。結局、この、総合計画というのは法でつくることが定められてますので、これ、つくらなくてはならないんですけども、市の最上位計画であることはこれは間違いないわけです。これを理念に適合しなくてはならないなんという拘束をかけることが、後任の市長の政策の拘束につながるというのは明らかですよ、これは。本人のお考えがどうかといたって、条文にあらわれてしまったら、お考えより条文にあらわれるほうがもっとひどいんですから、できれば、この部分は考え直していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えをいたします。先ほど私の発言で、ちょっととらえ方がということもありましたが、私は決して憲法を否定するものではありません。また、否定できるものでもありませんので、それとのことだけは確認をさせていただきます。あくまで国は憲法、地方は地方主体の条例ということの中での位置づけであります。

それから、総合計画でございますが、市長がかわればということもありますが、先ほどありましたように、この総合計画そのものというのは期間をあけるわけにはいきません。これはもう大原則でございますから、その間で市長がかわるという事態もあろうかと思えますけども、これは、構想そのものというのは、基本的な議会で議決をいただいた構想でありますから、これも安易に変えるわけにはいかないということで、計画については、これは、例えば、市長さんがかわられた場合には、若干の考え方は入れることは私は可能というふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） なぜお聞きしたことに答えていただけないで、お聞きせんことに答えてですかね。期間はあけることはできないなんていうことは私もわかっておりますし、ただ、変えることができないことはないですよ。今、変えることが、基本構想、議決案件だから変えれないというようなことをおっしゃいましたけども、これ、途中で変えることは本当にできませんか。それ、確認しておいてください。

それから、要は、憲法に定められている地方自治の本旨等々、こういったことをわざわざ、私、見るにこれ同じことだと思うんですよね。部長が防府市は防府市で違うんだというようなことおっしゃったんでおかしくなったんですが、私、どう読んでみても、憲法とここに書かれている自治の理念というのは同じことが書かれていると理解してます。

なぜ憲法や法律で書かれていることを、例えば、地方自治基本条例であると、直接の上位法は地方自治法であろうし、その上に憲法があると。こういったものに定められていることを改めて条例に定めるのはなぜかと。要は、これは市民の憲法というからには市民に愛されなくちゃいけない。市民に本当に親しまれるものでなくてはならないのに、わざわざ地方自治法や憲法によって定められていることを、当然これは防府市にも適用されることですから、防府市のまちづくりだからといたって、そこから逸脱することはできないわけで、それをまた書いてしまうから、条文が複雑になると。これ、ほかの条項の中にもわざわざ定めなくてもいいようなものがたくさんあるんですね。これによって、市民から愛されるまちの憲法という姿からかけ離れていってるんじゃないかなというふうに私は考えておるので、これは一緒なんですかと、違うんですかということをお聞きしたんです。まさ

か違うという考えが返ってくると思わなかったので、びっくりして問い詰めたわけですが、このような長ったらしい条文に全体をしてしまった、ここも含めてですね、理由は何なのか。わざわざ地方自治法や憲法に定められていることを、改めてこの条例でまた言うと、こういった作業を行っているのはなぜなのか。言うにしても、これ自治という言葉をやめてまちづくりにしときゃまだよかったんですが、地方自治とか自治の理念なんていう言葉を使うから、非常にわかりにくいし、とてもちょっと市民には親しまれないであろうかなというふうな感想を持つ条文になったんですが、わざわざこういった二重の明記をして、長い条文にした理由というのは何かあるんですか、これを教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 特段、理由はございません。他市におかれましても、参考にさせていただいておる部分もございますから、他市がおつくりになっている分とそんなに差異はないというふうにも考えておりますし、考え方というのは、またいろいろあるだろうと思いますが、私どもはこういった考え方でやらせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で第3章から第6章までの質疑を打ち切らせていただきます。

次は、第7章市政の運営、第8章財政、第9章市民の参画及び協働の推進、第10章その他についての質疑を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 第9章、27条についてまずお聞きします。「広く市民の意見を求め」ということが書かれているわけですが、直近何件かのパブリックコメント、これに意見を述べた方の人数、これはそれぞれどのぐらいだったのかちょっと教えていただきたいと思います。

そして、第28条、審議会、審査会等に関するものですが、「委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則そして、その一部を市民から公募します」というようなことがあるんですが、市が実行しようとする施策に肯定的な人ばかりを委員に選任しないという保証がどこにもないわけで、どのようにして中立性を保持するのか、具体的に教えてください。

それから、また同じとこなんですけど、公募委員に応募してきた人が、例えば特定の政策を実現しようとする者だけで占められていた、これはある話でありまして、こういった場合どのように中立性を保持するのか、これも聞かせてください。

それから、第29条、住民投票、これについては、前いただいた解説文の中で、間接民主主義を補完すると述べておられますが、先ほども述べたとおり、間接民主制と直接民主制というのは、これは相反する概念だと。言葉とは裏腹に二元代表制を形骸化させる方向に進んでしまうんですよと、先ほど言いました。

この29条なんですが、「結果を尊重します」と、2項に書いてあるわけなんですが、これだけでは誤解を生んでしまうのではないかと。もちろん住民投票条例に書かれているんですけども、住民投票が法的拘束力を持たない、それから、市長や議員の態度を拘束するものではないと、これを条文に明記すべきではないかということ指摘させていただきます。お考えを教えてください。

それから、第30条、「市民、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます」とありますけども、これは余りにもきれいごとですね。少なくとも、この議会の構成員の1人である私は、この条例の制定の手續、制定の目的自体、市長、行政との考え方は理解できません。市条例制定までの経緯を見てもとても信頼できるやり方をしていないなというふうに私は考えてるんですけども、相互理解と信頼関係を約束させられると、この条例によって。これを条例で強制しようとは、どのような権限を持って行うのか、議員の多様な意見を排除するものではないかということをお聞きします。

それから、「市議会及び市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めます」ということがあるんですが、とてもこのようなことを約束してはだめだと。その活動内容を全く問わずに、こういった活動団体の活動を支援しろと。しかも、これは、市議会にも求められています。私はこれはできません。私は明らかに市のため、国のため、これにならないと思う活動をしている団体に支援をしようなどとは全く思いませんし、幾ら条例で規定されてもこれはできない。なぜこんな規定を設けるのか、理由を教えてください。

それから、第32条、「市長は、この条例の実効性を確保するための審議会等を設置する」とありますけども、これは具体的にどんな審議会ができるのか、これを教えてください。

そして、最後の第33条、「市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の見直し」ということが書いてあります。「必要な措置を講じるものとします」というふうに書いてありますが、なぜ見直しを検討する権限を市長にだけ与えるのか。さんざん条文の中で、市民、市議会、市長等、そんなことを言ってきて、最後にここで、見直しを検討する権限を市長にだけ与えている理由というのは何か、これを教えてください。

それから、いただいた解説文には、5年を超えない期間ごととは、常日ごろから不断の

見直しをしていくということで、定期的に見直すという意味ではないというふうなことが書いてありました。全く意味が不明なんですけども、定期的でないのなら、なぜ5年を超えない期間ごとと明記する必要があるのか、この点についてもお答えください。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） まず、27条でパブコメの状況はどうかということでありましたが、パブコメをかけられた方については、3人さんで13件ということになっております。

それから、28条の審議会等の運営ということで、中立性の確保ということ、これは行政として特段、改めて言うことではありません。もちろんこの中立性というのは行政として確保するのは当たり前というふうに考えておりますから、特段、その方法とかということまで考えておるところではありません。今までのような形でやっていきたいということであります。

それから、29条の住民投票ですが、この中に書き込めばということですが、既に御存じのように、住民投票条例については設置をいたしておりますから、その中で、いわゆる個別条例として存在するわけですから、これはこれで書き込む必要はないということであります。

それから、30条ですが、これにつきましては、推進するための方法としてやっぱり重要というふうに考えておりますから、ここでこういう表現をさせていただいたということであります。

それから、32条の審議会につきましては、条例の実効性をチェックするというか、そういった感覚で、今、私どもは思っておりますし、そのチェックをする審議会の委員につきましても、公募等により積極的にそういった御意見をいただきたいというふうに考えております。

20番（伊藤 央君） よく聞こえませんでした。

総務部長（浅田 道生君） 32条ですが、条例の実効性をチェックするというのが考え方にございまして、そういった審議会を設けたいという考えであります。

それから、33条ですが、5年を超えない範囲でということ、一応、条例でございまして、情勢の変化あるいは社会感覚の違いとか、感覚の違いといいますか、時代の変化によりまして、そういったことが出てくるやもしれませんということの中で、これを表示させていただいておるということでもあります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番(伊藤 央君) ありがとうございます。直近何件かのパブコメの意見を言われた方の人数をとということをお聞きしたんですけど、直近1件だけ、この自治基本条例に対するパブコメだけをお答えいただいたんですが、3件ということで、これからも明らかなんですけども、市に対して素性を明かして意見を言えるという市民はごくわずか、特定の市民だということです。これらの意見だけを殊さらに尊重していく、これはむしろ、先ほどから申しておるように、多様な市民の意見を排除することにつながる。市民参画の精神から逆にこれは乖離していってしまうんじゃないかという懸念を持つわけです。

また、パブリックコメントは、組織的に意見を送り込んだという例があります。意図的に市民の意見というものがねつ造されてしまう危険性から免れないわけですが、これについてどう対処するのか、これをお教えてください。

それから、中立性は当たり前だから特段決めないというようなことをおっしゃったかと思いますが、今までの審議会等でも、とても中立じゃないなというふうな印象を持つ構成がありました。これはただ私の個人的な印象かもしれませんが、多くの人がそういったことを言っておられたということは付しておきます。

それから、住民投票に関して、住民投票条例で定めてるんで、特段住民投票が法的拘束力を持たないとか、市長や市民の態度を拘束しないということを明記しなくてもいいということをおっしゃったかと思いますが、であれば、2項、3項は要らないです。住民投票を実施しますだけ書いておけばいいことで、尊重しますということは、これは住民投票条例に書かれてないですか。ほかの条例に書かれているから要らないというんならこれはとってください。なぜ殊さらにここだけをとって、本当に重要なのは、法的拘束力を持つか持たないかというのが実は法令上は大問題なわけであって、これを書かずに尊重しますということだけを書くというのは、何らかの意図があるのかなというふうに感じざるを得ないということをおっしゃいます。

それから、第30条に関してのことなんですけど、先ほどから言っております市民が参画、協働というのは本当に必要と思っているのかと、市民というのが大多数の市民が、多くの市民がということではありますが、私のもとにこういう意見が届いております。市民に協働の義務を課すのはやり過ぎだと。例えば、松浦市長を支持してないのに、彼の推進する政策に協力しなければならないと規定するのは独善的で強権的だ。全体主義、北朝鮮のような凶悪政治を予感させるという意見でございます。こういった市民の意見に対し、市長はどのように考えますか。

それから、市民活動団体、どんな活動をしているか内容を問うてないわけですけども、この条例の市民活動団体の定義、市民の定義から考えていきますと、例えば、国家を破壊

しようともくろむもの、拉致やスパイ活動を行おうと考えている外国人の団体、こういったものもすべて市民活動団体として、市政への参画の権利を得て、また、市議会、市長等からの活動支援を得ると、こういったことを読むことができるわけですが、こんな危険な条例をつくって本当にいいんですか、見解をお答えください。

それから、実効性を確保するための審議会と、これは実効性をチェックしていくんだと、今、おっしゃったわけですが、この条例が最高規範性を持つというのであれば、この審議会は防府市政において絶大な権力を持つてくるということになるわけです。このメンバーはどのようにして選ぶのか教えてください。

この条例が特定の思想・信条をもとにつくられていると私は申しあげましたけども、それである以上、この審議会というのは、この条例の実効性をチェックしていくというような団体であれば、これは思想警察です。恐ろしい機関です。防府市では、思想・信条の多様性、また内心の自由を否定するのか、そうであれば、憲法に違反するということになるわけですが、この点いかがか。

それから、最後の見直し条項のところですけども、今の答えを聞いても、じゃあ、5年なんて書かなきゃいいじゃんという気がするんですけども、修正がなぜこれ、書いてあるのかなという気がするんですが、私の考えから、私は推測しますと、常日ごろから不断の見直しをしていくということを書いておけばいいんですよ、どうしても見直し条項が書きたいのであればですね。けども、5年を超えない期間ごとということを書いていると。

これ何でか考えてみたんですが、修正が加えられる以前の解説文、初めに我々が見た逐条解説です。これには、「この条例は、将来にわたり守り育てていかなければなりません」という一文が書かれておりました。これは私が指摘したら消えたわけですけども、ここからも、この条例を超法規的に、不磨の大典のごとく扱うという姿勢がどうも見え隠れしていると。この条例が最高規範性を持つのであれば、結局見直しすると、ほかの条例との矛盾について、他の条例すべて整備を検討しなくちゃいけない、こういったこともあるわけですが、それでもよいのですか、これについてお答えください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） パブコメで意図的というふうな意味だったかと思うんですが、そういったことはあってはいけないし、あろうはずがないと思っております。

それから、いろいろあったんですが、なかなかお答えができにくいということも質問の中にありましたので、これは、思想とか、いろいろお考えがあろうかと思えますから、その辺はお答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、審議会の構成につきましては、専門的な方も含めて、一般公募もしていくと

いう、今、予定にいたしております。その中に、お言葉にありましたように、何か異様な団体等々という表現もあったんですが、これらはもう議論するまでもなく、そういった宗教的あるいは政治的な活動、あるいはそういった団体については、それは組織として、これは行政として認めるわけにはいかないというのは大原則であります。

5年といいますのは、別段、大きな意図といいますか、意図はあるわけではございません。大体条例といいますか、規則といいますか、そういったたぐいについては、先ほど言いましたように、社会情勢等々の変化も考えられますので、大体3年から5年の範囲で見直すこともできますよということは、大体のことには入れておるといふふうに考えておりますから、この条文にも入れたということであります。

以上であります。

20番（伊藤 央君） 整備しなくてはならないということは、ほかの条例も整備を検討しなくちゃならなくなるからいいかと。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） この条例を制定した後は、3月の特に一般質問等もございましたが、これに整合性がとれるように、他の条例、個別条例については見直すといいますか、整備が必要なものについては整備していくということであります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） パブコメに、そういった組織的なことはないだろうし、あろうはずがないというようなことをおっしゃったと思いますが、他市ですが、実際にありました。とある企業の社員が組織的にパブコメに同じような意見を送りつけたと、これは実際にあったことあります。御存じなければちょっと調べてみてください。ですから、こういった危険性は必ず含まれるよということは指摘しておきます。

それから、市民活動団体のところでお答えになったんだろうと思いますけども、宗教的・政治的団体は認めないというようなことをおっしゃったと思います。これ、でも、条例には一つも書いてないですね。この宗教的・政治的団体と判断するのはだれなのかを、まずは教えておいてください。

ある程度市民活動を行っていかうとすれば、政治的な意図がそこに生まれるんですよ。どちらが先かわかりませんが、政治的な意図を持ってある活動を行う場合もあるし、ある活動を行うことが、結果として政治的な何か特定の政策を実現することにつながる、特定の思想を流布することにつながるというのは、これはよくあることで、実際、ある特定の思想を持った勢力のフロントサークルとしてのNPO、市民団体というのは全国にあまたあります。これを知らないとおっしゃるのか。それであれば、かなりの不見識であると述べ

ておきますが、とにかく宗教的・政治的なものと判断、これを判断を行うのはだれなのか。例えば、市民活動支援センターの登録サークル、これはたしか政治的・宗教的なものはだめというような規定があったと思いますが、憲法9条を守る云々の会というのがありますけども、これは政治的と言えるのか言えないのか。私は政治的以外の何物でもないと思いますが、これはどうか。とにかくだれがどのように判断するのかお答えください。

それから、全体的に、結局、具体的なことを聞けば、そこは何とかお答えになるんですが、根本の部分については全く最初から最後までお答えがなかった。要は、根本がないんですね。

先ほど他市を参考にしたというような文言が出てきました。憲法や地方自治法に規定されていても、防府市は防府市のまちづくりがあるんだからというようなことを言った割には、他市の条例を大変に参考されて、私がざっと見ても、かなり、最終できた骨子案はつぎはぎだなというふうに感じるわけですが、要は根っこのない条例になっているわけです。結局何が目的で、何が実現したいのか、見えたり隠れたり、もうよくわからない条例で、つくること自体が目的となっているのかなという印象が拭えないわけですが、これは指摘しておくとして、先ほどの市民活動団体について、宗教的・政治的なもの、例えば、違法なものをもくろんでいるような団体については排除するというようなことがあったと思うんですが、だれがどう判断するのか教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 市のほうで一般常識的な範囲でやる範疇というふうに考えております。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものを認めます。よって、議案第52号については、総務委員会に付託と決しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休会といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 1分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ちょっと気温が上がったようでございますので、上着をとられて結構でございますので、どうぞリラックスしてください。

議案第53号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について

議長（行重 延昭君） それでは、議案第53号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第53号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、防府天満宮参道西側に建設を進めております防府市観光交流・回遊拠点施設の適正な管理と運用を図るため、条例の制定をお願いするものでございます。

この施設は、市民と観光客の交流及び情報の発信を通じて観光の振興を図り、地域の活性化に資するため設置するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。6番、土井議員。

6番（土井 章君） ただいま上程されております条例案について数点質疑をいたします。

ホームページで見ても、まだ工事の契約も終わってないというふうに理解をしておりますが、そういう状態の中でというのは非常に早い時期だというふうに私は思うわけですが、この6月議会に設置条例を出す理由はどこにあるのかということをもとにまず1点目としてお伺いをしたいと思います。

それから、第11条関係ですけれども、11条関係で、別表に使用料が定められておりますが、飲食施設の月額13万3,200円、地域産物等展示販売施設の月額7万6,200円の家賃は、どういう根拠に基づいて積算、算出されたのかをお尋ねします。

3点目は、第4条及び第5条で、この施設は無休あるいは開館時間は9時から20時となっております、また、11条の1項で先ほど言いました使用料が定められております。しかし、15条では、要するに指定管理者制度になった段階においては、指定管理者は恒常的に休館日を設け、あるいは開館時間も変更することができる。あるいは17条で、市長と協議の上利用料金を下げることができる、あるいは指定管理者の独断で、独断というより独自判断といった方がいいのかもしれませんが、で、減免あるいは還付をすることができるというふうになっており、議会のあずかり知らないところで、開館時間あるいは休館日

あるいは利用料金が定められるというような、議会としては何ともむなし状態が起きる可能性があるということでございます。特に休館日の設定につきましては、同時に便所の使用が不可能になるという不都合が生じるわけで、それであれば、市の直営のほうが無休ですからサービスがいいのかいというような感じがいたしますし、また、独断で減免あるいは還付したときには、市から指定管理者への委託料は、どのように影響を及ぼすのかということをお伺いしてみたいというふうに思います。

大きな3点目は、第16条第1項の第1号で、第3条各号に掲げる事業に関し、市長が必要と認める業務を指定管理者にやらすことができるというふうになっておりますが、指定管理者制度の趣旨そのものは、官ではなく民の発想で独創的な事業を実施し、成功した、あるいは成功させるといいますか、にぎわいを持たせるという趣旨が、指定管理者制度の趣旨の中には一つにはあると思うんですけれども、一々市長にお伺いを立てて、これやっていいか、あれやっていいかというようなお伺いを立てるということでは、指定管理者の主体が失われるというふうに思いますが、その辺の考え方をお尋ねをしたい。

そして、最後は、開館当初から指定管理者制度をとるわけでしょうが、そうすれば、光熱水費等々非常に最初の二、三年間は施設をつくった場合は、ランニングコストがなかなか定まらないというのが実態でございますが、そういう場合、要するに、収支予測が立てにくい段階での委託料はどのように見積もるか、あるいは契約をするのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） それではお答えをいたします。5点ばかりあったと思うんですが、まず、最初に、なぜこの時期に設置条例を出すかという、その理由はということだというふうにお伺いしたと思いますが、まちの駅は実は来年の平成22年ですが、4月の中旬、これの開設を予定しております。また、この施設は、指定管理者による管理を予定もしておることの中で、この指定管理の選定という作業が出てまいります。この作業がおおよそ4カ月程度期間を要するというふうに、今うちのほうとしては考えております。そこで、このたびの議会には、指定管理者制度導入の規定を加えたこの条例、設置及び管理条例ですか、これを上程いたしまして、御審議をいただくことというふうにしたものでございます。

なお、今後10月末までに指定候補者を決定いたしまして、12月定例議会には指定管理者の指定の議案を上程する予定にいたしております。

あと選定のスケジュール作業等は今までも説明会等でお話しはしたかと思いますが、7月下旬に選定委員会を開催し、8月初旬には募集要項を配布、また現地説明会開催申し

込み開始というようなこともやろうと思っております。それから、8月下旬には現地の説明会、さらに9月上旬には申請書の受付開始から、これ9月の末までと。そして、10月の終わりには、候補者を決定したい。先ほど言いましたように、さらには12月議会へ上程をするということにいたしております。

次に、使用料の根拠です。これは、たしか11条ですか。飲食施設が月額13万3,200円、それから、物販施設、これについては月額7万6,200円と、いわゆる算出根拠ということの御質問と思いますが、基本は建物の建築価格と備えつけの初度調弁費と申しますか、そういった備品をもとに使用料を算出をいたしております。

もし不足しておりましたら、また後からお願いしたいと思えます。

3点目として、いわゆる開館時間等、無休、それと開館時間が9時から20時まで、さらに今、恒常的に休館日を設ける、開館時間も勝手に変更できるとかいった御質問というふうに思うんですが、これ、たしか15条の第2項の規定に該当するというふうに思いますが、これにつきましては、施設のメンテナンス、またいつどんだけの緊急時、いわゆるトラブルと申しますか、そういったことによる臨時的な変更、休館日は、これは当然あることではございますが、市としては、恒常的な取り扱いとして認める予定はございません。それがたしか3点目です。

それと、16条関係で、指定管理者の主体性が失われるのではと。市長が必要と認める業務云々ということについての御質問と思いますが、実はこの規定におきましては、市の公の施設において、指定管理者制度の導入をしておりますが、その際の規定の条文ということで設けているものでございます。指定管理者につきましては、応募の際に事業計画書、こういったものを提出していかなければなりません。また、指定管理者に指定された後、市と基本協定書、そういったものを結びます。それと、また単年度の協定書、これを交わすことにもなりますが、その中で業務の範囲、業務の内容などを規定する際に、指定管理者の主体性は当然確保するという事の中で、施設の設置目的、市の管理方針との整合性、こういったものを持たす上で必要なものとして規定をしているものでございます。

それから、17条関係の減免のことだと思っておりますが、17条の3項で指定管理者が減免をすること、またそれに対する委託料ということだと思っておりますが、17条3項の規定は、利用料金制度を導入する場合に、条例上の使用料の範囲内とすることで指定管理者の自助努力によるサービスの向上を図れるものとして規定をしております。また、減免、還付、これにつきましては、規則に規定をいたしますが、指定管理者には、直営の場合と同様の処理をするよう指示をするという予定にいたしております。

なお、これによりまして、指定管理料の増額といったものは考えておりません。

以上です。もし足らなければ後、すみません。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） それでは、もう一点質問したと思うんですが、開館当初から指定管理者制度をとれば、光熱水費等、ランニングコストが確定しない状態で委託料を算定するのは非常に難しいと思うが、どねえな考え方かということをお尋ねをしたと思います。

そして、確認ですけれども、今の説明の中で、休館日は恒常的に認めることはないというふうに私は聞こえたのですが、それでよかったのかどうか。15条では、「まちの駅の休館日を別に定め」と、こういうふうに、あるいは、「又は開館時間を変更することができる」というふうに書いてありますもんで、定休日というか、そういうふうなものが別に定められる可能性があるのかなというふうに思いましたけれども、恒常的に認めることはないというふうに私はとらまえました。それでよかったかどうかをもう一度確認をしたい。

それと、指定管理者制度を導入するための手続等々に日数を要するので、この6月議会に条例を出すんだということでした。よくわかりましたが、まちなかではもう既に指定管理者、あるいは飲食店の出店も、あの店じゃあ、この団体じゃあというようなことがもっぱら当たり前のごとくうわさが流れております。ぜひ募集、審査等々については、公正さを維持し、市長誉れのまちの駅をつくれるわけですから、立候補が多過ぎて困るというぐらいの状態になるように、公募のためのPR等々もしてもらわんにゃいけんと思えますけども、公平さを維持するために、どういうふうな手段をとられるかをお尋ねをいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 最初に、今、最後に言われた件からでよろしゅうございますか。実は、先ほど指定管理者の公募の話についてしたと思いますが、今、我々がその指定管理者導入の手引きというものを庁内でつくっておりますが、それにのっとっていくことで、今いろんな話がある中で、広く公募するというので進めております。その中で、公平さを維持するための手段ということで、選定委員会の委員の構成ということがあると思いますが、指定管理者制度導入ガイドラインというんですが、そのガイドラインによりますと、通常は5名程度の選定委員を設けなさいよということで、その中では2名程度の外部有識者等を選任するというようになっておりますが、実は、このたびの6月議会の補正でお願いしておりますまちの駅に関する指定管理者の選定委員会につきましては、今、外部委員を1名増の3名で、さらに庁内組織、4人出るわけですが、3名のところを4名にすると、合計7名で選定委員会を開催をするという予定にしております。ちなみに、

今、選定委員の選定に当たりましては、今現在我々が考えておりますのは、学識経験者が2名ぐらい、あとは商工会議所から1名程度かなと。まだ、具体的な検討は進めておりませんが、そのあたりの3名を考えております。それから、先ほど言いましたように、行政のほうは一応4名と、計7名の選定委員での構成を予定をいたしております。

それから、恒常的な休館日の話が出たと思いますが、現在、私どもとしては先ほどの回答のとおりでして、恒常的な取り扱いとして認める予定はありません。

今、実はこれは委託料、12月議会に提案するようになると思いますが、今、収支予算というものを、いわゆる概算ではじいております。それで、今、建設にかかる光熱水費等が約350万円程度ですか、これは説明会等でも話したと思いますが、それらが数字的には出ております。その中で、やはり3年程度は、光熱水費、それぞれの飲食、物販、そういったところの施設で様子を見なければ利用の実態はわからないというようなことの中で、これについては、今、改めてこれについての額は算出するというようにしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 2点ほどお尋ねをいたします。1点目は、これはお答えいただくのは、むしろ財務部長になるのではないかとと思いますが、使用料、利用料金などを定めるときには、10数年前にこういうものについては、市民には使用料を求めない、こういうものについては全額市民に使用料の負担を求めると。間25%、50%、75%というような形で、たしか一つの内規的なものをつくられたと思いますが、それをいつか全員協議会で10数年前ですけれどもお示しいただいたことがあると思います。

今もほとんどそのままのようなふうにお聞きしますが、何年か前にちょっと一時いじくったというお話もちょっとお聞きをいたします。それで、それがどういうふうになるのかということをお示しをちょっと改めてお示し願いたいと思います。

それについて、具体的にこのまちの駅についてはどういうふうになるのか。

それと、あわせて少し先に出ております体育施設などもどういうふうになるのか、例としてちょっとお示しを願いたいと思います。これが1点目です。

それから、2点目は、11条で使用料 これは、産業振興部長のほうにむしろお聞きする、条例の具体的な中身ですけれども、11条で使用料、17条で指定管理者の場合のこの利用料金という形で定めております。その4項が、減免の規定について書いてありますけれども、減免の規定をここで入れる意味はどういうところがあるのか。こういう規定を置かなくて、例えば、この公益上の場合ということになるとある程度限定されると思いますので、こういう規定を置かなくて、公益上のそういうものには補助金を出すと、こう

いう考え方もあると思うんですが、ここで減免規定を置いた理由についてお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 前段の使用料の、これは受益者負担のことだと思うんですが、10数年前にそういった規定を設けたということで、また、つい最近リメイクしたんではないかという御質問でございますが、それに今回の新しい施設がどのように該当するのかという御質問だったと思うんですが、これは、平成7年に、14年ぐらい前になりますか、第2次行革で受益者負担の基本的な考え方ということで提案いたしております。それが、今回 と申しますのは、平成18年ですが、第3次行革でこの受益者負担の基本的な考え方、さらにリメイクしたわけですけど、考え方は基本的には全く変わっておりません。そのものが踏襲されております。

それと、後段のあれですが、受益者負担割合がどのようになっておるのかということでございますが、5段階に分かれております。適正な対価を求めるということで、まず1番目に、区分として全面的に公費負担とするもの、これは、内容は、利用者を限定できないサービスや行政が行うべきサービスということで、これは市民の負担割合がゼロ%です。これについては、例えば斎場とか公園とか、救急・火災、こういったものが該当いたします。

2番目に、大部分を公費負担とするもの、これ25%の負担でございますが、例えば、留守家庭児童学級とか、こういったものが該当します。

3番目に、公費等受益者で負担するものということで、これは、内容としましては、選択制のあるサービス、広く市民に及ぶサービスと、それと、民間等との競合性もあるサービスと、こうなっております。これは、フィフティ・フィフティ50%でございます。これは、今回、先ほどおっしゃいました新体育館 この後議論されます、これが該当いたします。

それから、4番目に、大部分を受益者負担とするもの。これは、内容としましては選択制の高いサービス、民間等との競合的なサービス、これは、今現在サイクリングターミナルがそうになっておりますが75%の負担をいただいております。これは今回、このまちの駅がまさにこれに該当いたします。

それと、5番目に、全面的に受益者負担とするもの、これは、便益が特定されているサービスでございますが、例えば、葬儀所とか市営住宅とか下水道、こういったものが100%受益者負担としていただくと、こういうふうな段取りになっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 先ほどの田中議員の御質問で、まちの駅の負担は、今の受益者負担の考え方は、今、財務部長が答弁したとおりの考え方で、我々はそれを採用したということで75%ということにしております。

それから、今の減免規定の11条と今の17条、これについて、今回新体育館の一部改正、これも実は出ておるわけですが、今のまちの駅の施設の性格、そういったものからしたときに、この減免規定が、たしかあちらのほうはとられていないというようなことだと思いますが、実は、体育施設、今、新体育館は完全な貸し館施設というとらえ方も我々は、「新体育館は聞いてませんよ、自分のとこだけ答えてください」と呼ぶ者あり）申しわけありません。最初に11条の件につきましては、市長のほうで使用料は全部または一部を減免することはできると。同様に、それを受けた指定管理者も同様な取り扱いということで、今、利用料金の全部または一部減免規定ですか、17条の4項で同様に定めております。と申しますのも、基本的には市と指定管理者は同様の考え方で今の利用料は決めていこうと。その中で、仮に指定管理者が独自で減免する場合、これは特にそうするとかなり影響を及ぼすことになるんですが、委託料には一切反映させないということで、我々は今そういうことで方針を決めております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） ちょっと御答弁がよくわからないんですが、17条のほうでも出ているから、それを言ったんですけど、基本的に11条で減免するという、こういう規定をやっぱり置くことが必要だと考えたのはどういうわけですかという質問なんですが、公益上ということであれば、ある程度限られるから、そういう団体に例えば必要であれば補助金を出せばいいという考え方もありますよね。だから、そういうことで、やっぱりそれでは対応できないということで、こういう減免規定を置いたということになるわけですか、産業振興部とすれば。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。ただいまの質問で私のほうの説明不足だったかなということでもう一度答えさせていただきますと、まちの駅の今の施設の中の配置で会議室というのがございます。その利用は、今回の使用料においても金額を定めております、使用料金をです。それが、先ほどの貸し館業務ということの話の中に出るんですが、当然、あの会議室におきましては観光振興、それにかかわることでの会議等が行われた場合には、当然これについては減免をするという考え方で、例えば、あい

ておるときにはどうするのかというようなことで、それについてはそのような形で料金をいただくというようにしております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 私の質問に対してちょっとずれたような形で答弁がされておりますので、別の形でちょっと確認で聞きますが、その会議室について減免があるというような御答弁でしたけども、そうすると、飲食施設とか地域産物等展示販売施設、別表1のほうですね、これについては、当面は減免する考え方はないということですか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） はい、そういった考え方はありません。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 先ほど土井議員の質問の中で、指定管理者の選定委員会の構成について話が及んだんですけども、答弁が、学識経験者の方が2名と商工会議所が1名、行政が4名という答弁だったかと存じます。つい先ほど、午前中、一生懸命話し合った自治基本条例の地方自治の本旨、基本条例の趣旨からいうと、これに公募委員が入らんのはどうかと。まさに自治基本条例というのは、仏つくって魂入れずというような条例になってしまうんじゃないかなと思うわけなんですけども、公募委員が何で入らないのかということが1つ。

それから、本市の観光行政、また観光というものを、特に行政がタッチできない部分とかカバーし切れない部分について、自主的にリードをしていただいた、仕切っていただきたいというか、これまでしていただいたのは観光協会だろうと思うんですけども、それならば、この選定委員の中に観光協会の代表者が入ってしかるべきじゃないかなと。商工会議所の代表の方よりは観光協会の代表の方が入って、選定に加わっていただくのが当然の流れではないかなと考えるわけなんですけども、この2点についてどういったお考えなのか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 最初の公募委員ということでございますが、我々もほかの、今、公の施設の指定管理のときに、いろんな委員会をして、選定委員会というのを設けております。その中では、通常、今のような形でやっておりますし、我々も現実にはそういった形が、今の公募委員云々よりも、公募してというよりも、我々のほうで公の施設として今から、今後、あそこを利用して観光振興に努める、また観光客の方々にいろんなところに出ていっていただくと、そういったことの中からできるだけ今、行政なり、そういった方々を今のところはそういった考え方でおります。だから、従来の考え方の踏襲

が1つと、いうことが主な原因です。

それと、今までで観光協会が観光振興に御尽力をされている中で、観光協会からなぜ入れないかというような御質問だと思いますが、いろんなことを検討する中で、いわゆる広くものを見た場合には、外から、例えば、学識経験者の方はそれなりに見識のある、例えば、大学の先生あたりとか、今まで防府市の観光に携わってきておられた方と、そういった高い視野といいますか、広い視野からのことも考えておりますし、観光協会の方を選ぶということも、我々の、今現在では、内部の話の中では確かに出ましたが、それも今、私が言ったような、まだ外からものを見られた方のほうを入れた方が望ましいであろうということで、今学識経験2名、それと、商工会議所は、当然その部会の中にも観光に関する部会もございますし、観光についてはかなりのエキスパートの方もいらっしゃいます。そういった面から我々としては以上の3名ということで、今のところ検討いたしております。以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 公の施設に関して従来の選定、今までの選定委員会の構成を踏襲するということですが、これじゃあ自治基本条例つくったって、あなた、市民参画は全然進まんじゃないですか。条例が大事なじゃなくて、市がどのように取り組んでいくかが重要なんで、要はそこに市民参画の精神というものがないと、条例なんかつくったって一つも進みやしませんよ。そういう気持ちが、市民参画を進めていこう、協働を進めていこうという気持ちがあるんならば、まず条例なんか制定せんでも、その中に公募委員、入れればいいんじゃないですか。このことが重要なんです。これが実際に市民参画を進めていくことじゃないんですか。総務部長、どのように感じるか。総務部長として、市民参画を進める部局として、こういった場合に、これは、全市、全部局またがって取り組む問題ですから、総務部長、そちらからはこういったときに市民参画の精神、取り入れなさいよということを言わんのですか。ちょっと総務部長、教えてください。

それと、観光協会を入れん理由は、学識経験者で大所高所からというようなお答えだったと思うんですが、これも市民参画の精神とちょっとかけ離れるんじゃないんですか。それなら、議員やら学者やらが話し合って何でも決めりゃええじゃんという、同じことじゃないですか。そういったことを、市民の視点とか、身近に感じておられる方、そういった方の意見を取り入れながら進めていこうというのが市民参画の精神じゃないんですか。こういったやり方するなら、自治基本条例なんかつくったって全く意味がありません。ましてや、観光の現場に実際に携わっておられる方、観光客が実際に買い物に来られる商店の方とか、観光客が購入される、特産品をつくられる方、そういった方がたくさん入ってい

らっしゃるのが観光協会なんで、そういった方の意見を聞かずして、特にこういった施設というものは外側よりも中身なんです。運営をどうやってやっていくか、つまりソフトがどうなのかというのが重要な部分で、ここをないがしろにしたら本当箱物行政と言われたって仕方ないわけで、ならばここに一般の市民の感覚とか、実際に現場で観光に携わっておられる方の感覚を取り入れてしかるべきと考えますんで、ぜひともこれは、観光協会の代表者を入れんというのは、もう一回考え直していただきたいというふうに、これは申し添えておきます。あと、総務部長、ちょっと教えてくださいね。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 自治基本条例がもし制定されるんあれば、当然そういった趣旨は尊重していただきたいというのが私どもの考えでありますし、当然各課におかれまして、そういった事案があるんであれば、当然それを視野に入れてお考えいただくということをお願いをしてみたいということでもあります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 意見であります、自治基本条例が制定されんにやできんことじゃないんです、これ。今の、現行の防府市の条例に何ら反することはないと思いますよ。つまり、市民参画は何が大事かという、型じゃのうて、条例をつくるとか、そういった型を整えるんじゃないで、市の職員とか議員とか市長とかが常に市民参画を進めようという意識を持つことが大事なんです。それがないと幾ら条例つくたって、条例がこれを縛りますか。制定する前からやればいいんです。その意識がない者がつくろうとする自治基本条例なんて中身がない、これだけ言うときます。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号につきましては、産業建設委員会に付託と決しました。

議案第54号防府市税条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第54号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第54号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。
本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市の市税条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、個人市民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設など、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第54号につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第55号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第55号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第55号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、勝坂住宅のうち老朽化した2棟、10戸を解体し、用途廃止をいたしましたので、管理戸数を改めようとするものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 5 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 5 6 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 5 6 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 5 6 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、昨年 7 月に着工し、今年度末の完成を目的に建設中の防府市体育館を設置し、並びに指定管理者による体育施設の一体的な管理運営を行うため、防府市陸上競技場及び防府市武道館の使用料の体系等を見直すとともに、指定管理者に利用料金を収入として收受させることができる利用料金制度を導入するため、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお、審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 6 号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第 5 7 号平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）

議長（行重 延昭君） 議案第 57 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第 57 号平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

まず、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 2,543 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 378 億 1,941 万 1,000 円といたしております。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、4 ページの第 2 表にお示しいたしておりますように、防府市クリーンセンター整備事業にかかわる限度額及び運営事業にかかわる委託費の債務負担を設定するものでございます。

第 3 条の地方債の補正につきましては、5 ページの第 3 表にお示しいたしておりますように、市営住宅建設事業にかかわる限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6 ページ上段の 14 款使用料及び手数料 2 項手数料 6 目消防手数料につきましては、危険物製造所等設置許可申請手数料を増額補正するものでございます。同じページ下段の 15 款国庫支出金 2 項国庫補助金につきましては、補助事業の内示決定等によるものでございまして、1 目総務費補助金として、不発弾等処理交付金、3 目衛生費補助金として、妊婦健康診査事業費補助金及び循環型社会形成推進交付金、6 目土木費補助金として、地域住宅交付金を増額補正するものでございます。

次に、8 ページ、16 款県支出金 2 項県補助金につきましても、補助事業の内示決定等によるものでございまして、1 目総務費補助金として、離島航路補助金の減額を、2 目民生費補助金として、研修代替職員雇用事業費補助金の減額をするとともに、子育て支援特別対策事業費補助金の増額等を、また、今回の県の福祉医療助成制度の変更に伴い重度心身障害者医療費補助金の一部及び乳幼児医療費補助金の一部並びに母子家庭医療費補助金の全額を減額するとともに、新たに、ひとり親家庭医療費補助金の増額補正をお願いするものでございます。

3 目衛生費補助金として、新たに、産科医等確保支援事業費補助金を補正するものでございます。

次に、10 ページ上段の 3 項委託金 6 目教育費委託金につきましては、新たに、英語教育改善のための調査研究事業委託金の補正を計上いたしております。

次に、同じページ、下段の20款繰越金につきましては、平成20年度の決算見込みに基づき計上いたしております。なお、繰越金の処理につきましては、一般会計におきまして10億円余りの黒字が見込まれますが、同和地区住宅資金貸付事業特別会計等を含めた普通会計で計算いたし、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立て、残りの額4億円を今回一般会計の繰越金として見込み計上いたしております。

次に、12ページの22款市債1項市債5目土木債につきましては、市営住宅建設事業に伴う増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、14ページ上段の2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、市内大字田島下新前町の宅地内に不発弾が埋没しているとの情報に対応するため不発弾等探査委託料及び所要経費を計上いたしております。

2段目の16目地域振興費につきましては、有限会社野島海運への離島航路補助金の国庫補助の増額に伴う市費の減額補正を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を計上いたしております。次の4目高齢者福祉費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金の減額を計上いたしております。次の5目障害者福祉費につきましては、先ほど歳入でも御説明申し上げましたとおり、県の福祉医療助成制度の変更に伴い、重度心身障害者医療費支給事業の県支出金から一般財源への財源の組み替えをお願いいたしております。

16ページの2項児童福祉費の2目児童措置費及び4目児童福祉施設費につきましては、平成20年度国の第2次補正に伴い県に創設された「安心こども基金」の適応事業である民間保育所職員研修事業及び市立保育所職員研修事業にかかる所要の経費を計上いたしております。また、3目母子福祉費及び5目乳児福祉費につきましても、先ほど歳入で御説明申し上げましたとおり、県の福祉医療助成の変更に伴い母子家庭医療費からひとり親家庭医療費へ予算の組み替え及び乳幼児医療費の県支出金から一般財源への財源の組み替えをお願いいたしております。

次に、18ページ上段の4款衛生費1項保健衛生費の2目母子保健対策費につきましては、国の第2次補正により妊婦健診の公費負担を5回から14回へ増加するための経費は既に当初予算に計上いたしておりましたが、県医師会より、県内では同一の健診内容が望ましいとの要請を受け、妊婦健診の内容充実を含む健診の単価アップ分の増額補正をお願いするとともに、新たに、市内に住民登録のある妊婦の方が分娩された場合に、産科医からの申請により、分娩1件当たり1万円を産科医へ助成する分娩施設補助金を計上いたし

ております。

次に、同じページ下段の４項清掃費の２目塵芥処理費につきましては、クリーンセンター整備・運営事業実施に伴うＰＦＩ事業者再募集に係る経費を計上いたしております。

次に２０ページ上段の７款商工費１項商工費の３目観光費につきましては、まちの駅の指定管理者選定に係る協議会等委員の報償費を計上いたしております。

次に同じページ下段の８款土木費７項住宅費の２目住宅建設費につきましては、国からの内示により緑町団地及び坂本団地のストック総合改善事業費を計上いたしております。

次に、２２ページ上段の９款消防費１項消防費の１目常備消防費につきましては、危険物施設の審査委託料を計上いたしております。

同じページ下段の１０款教育費１項教育総務費３目教育指導費につきましては、県の内示により富海小学校及び富海中学校の連携による英語教育改善のための調査研究事業、これは全国では１０カ所でございますが、これが認められ、その所要経費を計上いたしております。

次に、２６ページ上段の５項保健体育費４目体育施設費につきましては、新体育館愛称募集に係る所要の経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を５億１，３４１万２，０００円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第５７号については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第５８号平成２１年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第５９号平成２１年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議長（行重 延昭君） 議案第５８号及び議案第５９号の２議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第 5 8 号から議案第 5 9 号につきまして一括して御説明させていただきます。

まず、1 ページの議案第 5 8 号平成 2 1 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 4 万 8 , 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 1 7 億 5 0 9 万 7 , 0 0 0 円といたしております。補正の内容といたしましては、政令の一部改正により、被保険者が希望すれば年金の特別徴収から普通徴収へ移行することが可能となります。このため、歳出では、電算システム改修委託料の補正を計上するとともに、歳入では、同額を一般会計からの繰入金を計上いたしております。

次に 9 ページ、議案第 5 9 号平成 2 1 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 5 万 8 , 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額を 7 4 億 8 , 1 1 2 万 2 , 0 0 0 円といたしております。

補正の内容といたしましては、包括支援センターの事務の見直し及び介護予防プラン作成業務量の増加に対応するため、保険事業勘定の出向契約委託料を減額し、サービス事業勘定の介護支援専門員の報酬及び共済費を増額し、その差額分を繰入金にて調整しております。

以上、特別会計補正予算について一括して御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております 2 議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 5 8 号及び議案第 5 9 号の 2 議案については、教育民生委員会に付託と決しました。

議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は 1 6 日の午前 1 0 時から一般質問を行いますので、よろしく願います。

午後 1 時 5 5 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月10日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会 議員 田 中 健 次

防府市議会 議員 佐 鹿 博 敏